

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	漁港における海業の推進 －改正漁港漁場整備法等の成立－
著者 / 所属	軽込 秀行 / 農林水産委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	462号
刊行日	2023-12-18
頁	60-72
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20231218.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

漁港における海業の推進

— 改正漁港漁場整備法等の成立 —

軽込 秀行

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

漁港における海業の取組を推進する制度の創設、漁港施設の追加等の措置を講ずる「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案」（閣法第52号。以下「改正案」という。）が第211回国会の令和5年5月19日に参議院で可決、成立した。

衆参の農林水産委員会における審議では、改正案で創設される「漁港施設等活用事業」について地域の合意形成や漁港の原状回復、漁港施設追加の趣旨、改正案と他の施策との関係などが議論となった。

政府は、漁港漁場整備長期計画において、海業振興による成果目標として、漁港における新たな海業等の取組をおおむね500件展開することを掲げ、海業推進に向けた取組を進めている。また、改正案の成立・公布後、水産政策審議会漁港漁場整備分科会等において詳細な制度設計が進められている。新たな制度が目標の達成に向けて「海業」を推進し、水産業の発展と調和につながるものとなるか、今後の制度設計と定期的なフォローアップ状況が注視される。

1. はじめに

「^{うみぎょう}海業」という言葉は、昭和60年に神奈川県三浦市により提唱されたもので、「海の資質、海の資源を最大限に利用していく」をコンセプトに、漁業や漁港を核として地域経済の活性化を目指す¹とされている。令和4年3月に閣議決定された水産基本計画²及び漁港

¹ 水産庁『令和4年度水産白書』168頁

² 水産基本計画は、水産基本法（平成13年法律第89号）の基本理念である、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、同法第11条の規定に基づき、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が策定するものであり、おおむね5年ごとに変更することとされている。

漁場整備長期計画³において、「海業」⁴が政策課題として明示された。

第211回国会において、漁港における海業の取組を推進する制度の創設、漁港施設の追加等の措置を講ずる「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案」（閣法第52号。以下「改正案」という。）が提出され、令和5年5月19日に参議院で可決、成立した（令和5年法律第34号）。

本稿は、改正案の提出経緯と概要、主な国会論議について整理するとともに、政府の海業振興に向けた取組を取り上げる。

2. 改正案の提出経緯

（1）水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画に盛り込まれた「海業」

我が国の水産業は、近年、水産物の消費量の大きな減少、主要魚種の不漁等による漁獲量の減少といった課題に直面している。水産業の基盤となる漁村に目を向けると、人口減少や高齢化、漁獲量の低迷に伴う漁業所得の減少等により地域の活力が低下しており、将来にわたる水産物の安定供給の観点から懸念が生じている。

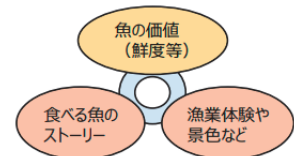
他方、漁村の交流人口は年間約2,000万人と多くの人々が訪れており、漁村地域の活性化の観点で大きなポテンシャルを有している。近年の消費者のニーズは、モノやサービスを購入する「モノ消費」から、購入したモノやサービスを使ってどのような経験・体験をするかという「コト消費」へと変化している⁵。こうした指向の変化を捉えて、漁業体験活動等を通じて消費者との交流を図りつつ、水産物の販売・提供を行うといった、水産物の消費増進や地域活性化に寄与する取組が出てきており、水産業が抱える課題の解決に向けた手段として期待が高まっていた（図表1）。

こうした中で、令和4年3月に閣議決定された水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において、「海業」が盛り込まれた。両

計画において、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用し、水産業と相互に補完し合う産業である海業を育成し、根付かせることによって、地域の所得と雇用の確保を目指すとされている。海業の主な具体的な取組としては、地場の水産物を提供する食堂、水

図表1 漁港・漁村の「海業」に対するポテンシャル

- 漁港は、漁場に近く水揚げの根拠地であり、高い鮮度、漁業体験、独自の風景など、水産物の「コト消費」の場としての大きなポテンシャルを有している。



【漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移】

	H28	H29	H30	R1	R2
交流人口（千人）	19,752	19,854	20,024	20,222	18,558
水産直売所等施設（箇所）	1,421	1,371	1,390	1,451	1,490

（出所）水産庁「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の内容」

³ 漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3の規定に基づき、水産業、漁村を支える基盤である漁港や漁場の整備の総合的かつ計画的な実施に資するため、5年間を一期として政府が策定するものである。

⁴ 海業は「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの」と定義されている。

⁵ 消費者庁『平成29年度版消費者白書』129頁

産物の販売施設、遊漁（釣り）体験、漁業体験活動、漁村の魅力をいかした宿泊施設などが挙げられている⁶。

（２）改正案の国会提出

海業の場として期待されている漁港は、漁港管理者が管理する漁業作業用に整備された公共施設であり、共同の漁業作業以外での利用や民間活用を前提としておらず、事業者が漁港施設を活用して海業を実施しようとしても、一時的・例外的な占用許可の範囲でしか取組ができなかった。また、漁業者等の理解を得るプロセスや漁業上の利用との調整を図る仕組みが整っていなかった⁷。

また、漁港の機能を担う漁港施設⁸の対象は、昭和63年以降見直しが行われていなかった。そのため、養殖ニーズの高まり、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化、再生可能エネルギーの活用、漁港利用者の安全確保等の新たな課題に対応する必要性が生じていた。

これらの状況を踏まえて、政府は、海業などに漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する制度を創設し、漁業協同組合等が当該事業を行う場合は員外利用制限を適用しないこととするとともに、漁港施設として水産物の販売及び配送等の機能を担う施設を追加する等の措置を講ずる改正案を第211回国会の令和5年3月10日に提出した。

3. 改正案の概要

（１）漁港漁場整備法の一部改正

ア 法律の題名の変更及び目的の追加

法律の題名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とし、目的規定に「漁港の活用を促進」することを追加する。

イ 漁港施設等活用事業制度の創設

漁港における海業の取組を推進する「漁港施設等活用事業制度」を創設する。漁港施設等活用事業とは、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港の区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業とされ、水産物の消費増進に関する事業（水産物の販売や飲食サービスの提供等）、交流の促進に関する事業（遊漁、漁業体験活動等）などが対象とされている（図表2）。

実施のスキームは図表3のとおりである。国が漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、漁港管理者は、基本方針に則して、漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整等を経て、漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）を策定できる。創設された制度は、活用推

⁶ 水産庁ホームページ「海業（うみぎょう）の推進」〈<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/230718.html>〉（令5.11.28最終アクセス。以下、本稿に掲載しているURLについて同じ。）

⁷ 水産庁海業推進制度検討チーム「海業等の推進に向けた漁港漁場整備法等の一部改正について」『漁港漁場』65巻第3号（2023）

⁸ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条において規定されている。

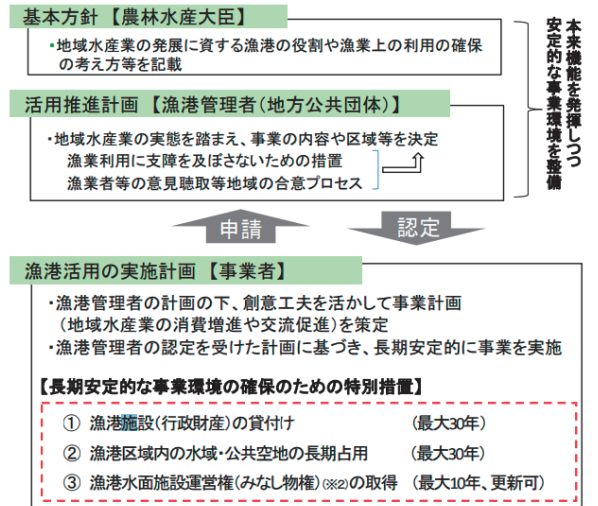
進計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者（以下「認定計画実施者」という。）に対し、事業を安定的に実施できるよう、行政財産である漁港施設の貸付（最大30年）、漁港水面施設運営権（最大10年、更新可）の設定、水面等の長期占用（最大30年）の措置を可能としている。

図表2 漁港施設等活用事業のイメージ



(出所) 水産庁「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の内容」

図表3 漁港施設等活用事業の実施スキーム



(出所) 水産庁「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の内容」

ウ 漁港施設の追加

養殖の推進、水産物の輸出促進等に資する衛生管理の高度化、販売機能の強化等の課題に対応できるよう、漁港施設の追加等の措置を講ずる（図表4）。

図表4 漁港施設の見直し

分類		漁港施設の見直し
基本施設	水域施設	養殖筏の台風等荒天時における一時避難や水揚げ時の係留、出荷調整のための筏の係留等を行う「 漁具管理水域 」を追加。
機能施設	補給施設	脱炭素化に向け、漁船へのクリーンエネルギーの導入を推進するため、漁船のための「給油施設」を、水素燃料等を含めた「 燃料供給施設 」に拡充。
	増殖及び養殖用施設	気象、海象条件に影響されない安定的な水産物の供給体制の構築を促進するため、「 陸上養殖施設 」を追加。
	漁獲物の処理、保蔵、加工及び 販売施設	輸出促進等に向けた衛生管理の高度化を図るため、「 配送用作業施設 」及び「 仲卸施設 」を追加。
	※下線追加	直販も含め販売機能を強化するため、「 直売所 」を追加。
	漁港管理施設	漁港施設への効率的な電力供給に対応するため、漁港の管理のための「 発電施設 」を明確化。
	漁港環境整備施設	災害時における漁港利用者の安全を確保するため、「 避難施設 」「 避難経路 」及び「 防災情報提供施設 」を明確化。

(出所) 筆者作成。「漁港施設の見直し」欄の記述は、水産庁海業推進制度検討チーム「海業等の推進に向けた漁港漁場整備法等の一部改正について」『漁港漁場』65巻第3号（2023）を参照。

エ 漁港協力団体制度の創設

漁港管理者は、漁港施設の清掃、知識の普及及び啓発等の業務を行う団体を漁港協力団体として指定できるものとし、当該業務を行うために必要な水域又は公共空地の占用については、漁港管理者との協議が成立することをもって、許可があったものとみなすものとする。

オ その他

漁港の区域内にない施設を漁港施設とみなす指定の手續を緩和する。

漁港管理者の処分に関する審査請求について、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる旨の規定を廃止し、行政不服審査法に基づく手續によるものとする。

(2) 水産業協同組合法の一部改正

漁業協同組合等による「海業」の取組を推進するため、漁業協同組合等が漁港施設等活用事業を実施する場合、員外利用制限（労働力の2分の1以上が組合員である必要）を適用しないこととする。

4. 審議の結果

(1) 衆議院における審議

改正案は、令和5年4月26日、農林水産委員会に付託され、4月27日に趣旨説明を聴取した後、5月10日に質疑、採決が行われ、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された⁹。5月12日、本会議において、全会一致で可決され、参議院に送付された。

(2) 参議院における審議

衆議院から送付された改正案は、令和5年5月15日、農林水産委員会に付託され、5月16日に趣旨説明を聴取した後、5月18日に質疑、採決が行われ、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された¹⁰。5月19日、本会議において、全会一致で可決・成立し、5月26日に公布された。施行日は公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日となっている（施行日は令和6年4月1日とされた。）。

5. 主な国会論議

(1) 漁港施設等活用事業制度

ア 地域の合意形成・漁港の利用調整

創設される漁港施設等活用事業制度に関し、地域の漁業者等の合意なく認定を受けた事業者によって、漁業者の漁港利用を阻害されることがないかという懸念から、地域の

⁹ 「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/nousui4411C54B2970CF83492589AD002F0AB3.htm〉

¹⁰ 「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f070_051801.pdf〉

合意形成の仕組みについて問われた。政府は、漁港管理者が活用推進計画を定める際に、漁業者を始めとする漁港関係者の業務や漁港の本来の機能に支障が生じないように、関係地方公共団体、漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴くこととしていると説明した。また、どういった関係者から意見聴取するかについて、一義的には漁港管理者の判断になるとし、水産庁として丁寧な進め方について考え方を整理し、地方公共団体と意思疎通をしていくと説明した¹¹。

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）の認定について、改正案では「実施計画の内容が特定漁港漁場整備事業¹²の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること」を要件としており、この「著しく阻害」の程度の判断について問われた。政府は、改正案において、漁業上の利用との関係については「漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがない」と規定し、一方で、漁業上の利用以外の利用については、海業も含めた漁港の利用の在り方を考えていく場合に、従来の利用の在り方を見直す場合もあり得るとの考えから、「著しく阻害」することがないことを要件としていると説明した。また、「著しく阻害」に該当する例として「特定漁港漁場整備事業の実施目的が果たせない場合」「漁港利用者の安全に悪影響がある場合」を挙げた上で、個別の事情に応じて漁港管理者が該当性を判断すると説明した¹³。

漁港施設等活用事業は、民間事業者が実施主体となり、外部からのノウハウや投資を活用することが想定されており、こうした制度における地域の利益が優先されるための工夫について問われた。政府は、漁港施設等活用事業は、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業と定義されており、国が定める基本方針に、真に漁業地域の発展に寄与していくことを書き込む考えであると説明した¹⁴。

なお、その後、令和5年11月21日に水産政策審議会漁港漁場整備分科会が基本方針について答申しており、これを受けて、基本方針は正式に策定される見込みである。答申の基本方針案においては、漁港施設等活用事業の前提となる考え方として、「漁港施設等活用事業の実施による効果は、事業を実施する漁港及び漁港背後の地域に広範に及ぶものであること。」と示されている。

イ 事業を実施する者の選定

認定計画実施者が倒産等により事業を継続できなくなった場合、かえって地域の活力低下に結び付くとの懸念から、漁港施設等活用事業を実施する者の選定方法が問われた。政府は、漁港管理者が実施計画の認定に当たって、活用推進計画と適合しているか、漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないか、適正かつ確実に実施計画の内容を実施できるかといった点を審査するとともに、申請者の情報、実施計画の概要等を公告縦覧し、

¹¹ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第8号18頁（令5.5.10）。なお、会議録の引用は逐語的ではなく、一部省略等を行うほか、常体で統一している（以下、本稿において同じ）。

¹² 漁港漁場整備事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項）。

¹³ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第8号12頁（令5.5.10）

¹⁴ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第8号11頁（令5.5.10）

意見を求める仕組みを盛り込んでいると説明した¹⁵。

また、認定計画実施者が漁港の漁業上の利用を妨げる行為や問題を発生させた場合の対応について問われた。政府は、漁港管理者が認定計画実施者と事業内容について調整を行い、不調の場合には、漁港管理者が改善のために必要な措置を採るべきことを勧告できると説明した。さらに、その上で必要な措置が採られない場合は、漁港管理者は計画の認定を取り消すことができると説明した¹⁶。

ウ 漁港の原状回復

漁港の形状を変更する漁港施設等活用事業を認定した場合の、原状回復がしっかりとなされるための仕組みについて問われた。政府は、漁港施設等活用事業の実施に当たり、施設の基礎工事等のために漁港施設用地に穴を空けるといった行為が想定されることから、実施計画において、漁港施設の形質変更に関する事項を記載することができることとしており、漁港管理者が認定に当たって、漁港の漁業上の利用に支障が生じないか、範囲や手法が適切かといった点を確認すると説明した。また、形質変更の実施に当たって、適切に工事が行われているかどうか、漁港管理者が管理を行うように、国の定める基本方針に盛り込む考えであると説明した。原状回復の仕組みについては、実施計画の記載事項として、原状回復の措置の内容を定めることとしており、あらかじめ計画に位置付けられた主体及び方法によって、漁港の機能に支障がないよう原状回復することとしていると説明した。そして、仮に、事業者が、事業の撤退を余儀なくされた場合においても、実施計画に基づいて原状回復することが求められるため、現地の漁業者や漁港管理者が負担を負うという仕組みになっていない考えであると説明した¹⁷。また、現場で適切な対応がなされるように、今後策定する基本方針や漁港管理者向けマニュアル等を通じて助言・指導し、漁港管理者からの相談に応じると説明した¹⁸。

エ 事業の実施期間

漁港施設等活用事業の実施期間を最長30年とした理由について、政府は、事業のサイクル、投資の回収といった観点から、事業により設置が想定される建造物の耐用年数などを考慮して設定したと説明した¹⁹。

オ 漁港水面施設運営権

改正案では、認定計画実施者に対して、漁港水面施設運営権を設定することが可能とされている。漁港水面施設運営権は、漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占有して施設を設置し、運営する権利（最大10年、更新可）であり、権利は物権とみなされる。

漁港水面施設運営権の設定に当たっての漁業者等との調整について問われた。政府は、権利設定の前提となる活用推進計画の策定の段階で、漁港管理者が漁業者や水産関係者

¹⁵ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第10号13頁（令5.5.18）

¹⁶ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第10号14頁（令5.5.18）

¹⁷ 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第8号12～13頁（令5.5.10）

¹⁸ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第10号13～14頁（令5.5.18）

¹⁹ 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第8号5頁（令5.5.10）

などの漁港利用者からの意見聴取を行うとともに、水域を管轄する都道府県知事が海区漁業調整委員会²⁰からの意見聴取を経て同意することが要件となっていることを説明した²¹。

また、漁港水面施設運営権の存続期間を最長10年とした理由について問われた。政府は、漁港水面施設運営権が、水面に施設を設置し、排他独占的に事業を実施できる性質を有する権利であることから、同様の性質を有する区画漁業権²²が最長10年とされていることとのバランスを踏まえて設定したものであると説明した。また、漁港施設等活用事業の実施期間（最大30年）内であって、適切に事業が運用されている場合には、原則として更新できると説明した²³。

（２）漁港施設の追加

ア 陸上養殖施設

改正案で漁港施設に陸上養殖施設を追加する趣旨について問われた。政府は、近年、水産資源の減少などを背景に増養殖の需要が高まる中、気象、海象条件に影響されず安定的な生産・出荷が可能であるという理由から陸上養殖のニーズが高まっており、また、漁港は、陸上養殖に必要な取水・排水設備が整備され、冷凍冷蔵施設や加工場が蓄積しているため、鮮度保持に必要な保存・加工を近接地で迅速に行うことができることから、陸上養殖に適した環境が整っていると説明した。そして、陸上養殖施設を漁港施設に位置付けることにより、行政財産である漁港施設用地への設置や他の漁港施設との一体的な管理を可能とし、漁港において安定的な養殖水産物の生産供給体制を構築すると説明した²⁴。

追加するとされた陸上養殖施設について、漁業者が参加しない民間企業のみによる参入の可能性を問われ、政府は、漁業者等による共同利用施設を想定していると説明した²⁵。

イ 配送用作業施設、仲卸施設

改正案で漁港施設に追加するとされた配送用作業施設及び仲卸施設に関し、政府はその趣旨について、陸揚げから出荷までの一連の流通経路において一貫した衛生管理体制を構築し、輸出先国の衛生管理基準に合わせた輸出を可能とすることで輸出促進につながるという考えを説明した²⁶。

²⁰ 漁業者や漁業従事者が主体となっていた漁業調整を自ら実践するために漁業法（昭和24年法律第267号）に基づいて設置され、漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示などの権限を有する。

²¹ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第10号14頁（令5.5.18）

²² 区画漁業権とは、漁業権（都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利）の一つであり、一定の区域において真珠養殖、藻類養殖や魚類小割式養殖などの養殖業を営む権利である（水産庁「漁業権について」〈https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html〉）。

²³ 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第8号5～6頁（令5.5.10）

²⁴ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第10号8～9頁（令5.5.18）

²⁵ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第10号14頁（令5.5.18）

²⁶ 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第8号15頁（令5.5.10）

ウ 発電施設

改正案で漁港施設に追加するとされた発電施設に関し、政府はその趣旨について、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの活用も含め、発電機能を集約し、効率的に漁港施設への電力供給を行うことを目的としたものであると説明した²⁷。

追加するとされた発電施設について、余剰電力を売電することが許容されるのかが問われ、政府は、余剰電力を売電することまで否定するものではないとしつつ、飽くまで漁港施設であるため、漁港施設への電力供給を行うための施設に限ると説明した。さらに、青森県中泊町の小泊漁港内への建設が発表されている洋上風力発電施設について、追加される漁港施設への該当性を問われ、政府は、報道によると、発電能力は最大9万世帯の電力を賄うことができるものとなる見込みであり、発電した電気は電力会社に売電する計画とされているため、該当しないとの考えを説明した²⁸。

エ 避難施設

改正案で漁港施設に追加するとされた避難施設に関し、設置する場所や条件について問われた。政府は、漁港における就労者や来訪者、地域住民等が津波等から避難するための施設を想定しており、設置場所や条件としては、避難の目的のために適切かどうかという観点から判断されると説明した。さらに、改正案では、漁港区域外の高地に避難施設をみなし施設として指定し設置する場合の手続の簡略化が盛り込まれていると説明した²⁹。

また、改正案によって漁港ににぎわいが創出され、漁港に集うようになった人々に対する災害時の避難誘導の備えについて問われた。政府は、改正案によって、避難施設、避難経路などを漁港施設として明確化するとともに、漁港管理者が策定する活用推進計画の必要的記載事項にするなど、ハードとソフトを組み合わせる防災・減災対策や安全対策を実施し、漁港や漁村における安全、安心の確保を推進すると説明している³⁰。

(3) 漁港協力団体に対する支援

創設される漁港協力団体制度について、どのような団体を指定する想定なのかを問われ、政府は、漁港の清掃を行うボランティア団体やNPO法人などの団体を想定していると説明した。

漁港協力団体として指定されることのメリットを問われ、政府は、法律に基づく団体として位置付けられることにより活動へのモチベーション向上につながることで、地域の理解が得られやすくなることから、より活動しやすくなることが期待されると説明した。加えて、清掃道具や回収ごみの一時保管などに公共空地や水域を占有する場合、活動ごとに漁港管理者の許可を受けることなく、漁協管理者との協議の成立をもって一定の期間占有が認められることから、団体の業務実施の円滑化に資することを挙げた³¹。

²⁷ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第8号12頁（令5.5.10）

²⁸ 第211回国会参議院農林水産委員会議録第10号5、6頁（令5.5.18）

²⁹ 第211回国会参議院農林水産委員会議録第10号6頁（令5.5.18）

³⁰ 第211回国会参議院農林水産委員会議録第10号20頁（令5.5.18）

³¹ 第211回国会参議院農林水産委員会議録第10号3頁（令5.5.18）

また、漁港協力団体の活動は公共性が高く、継続的な取組が必要であることを勘案し、漁港協力団体の経費への支援の必要性が問われた。政府は、経費への支援については言及せず、既に取り組んでいる漁港でのボランティア活動、他法³²における同様の制度の優良事例を整理して示すことで、漁港協力団体の活動が地域に広がるように後押しすると説明した³³。

団体が多くの漁港で活動しやすくなるように、同一の地方公共団体が複数の漁港を管理している場合に、申請手続を一括化することについて認識が問われた。政府は、単一の漁港協力団体が複数の漁港で活動を行うことは、漁港に関する情報発信等の業務を効率的に実施でき、ノウハウの横展開にも有効であるとの考えを述べた上で、そのような点も含めて、水産庁としての指定の考え方を示していくと説明した³⁴。

（４）漁業協同組合の員外利用制限の適用除外

改正案で措置される員外利用制限の適用除外について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第4条に規定する「その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をする」という組合の目的との整合性が問われた。政府は、漁港施設等活用事業は、漁獲物の消費拡大という組合員の利益に直結するものであり、員外利用制限があることで、かえって組合員の所得向上を阻害するおそれがあるため、事業で活用する場合に限って制限を撤廃することが漁業協同組合の目的に則した制度になると説明した³⁵。

また、農業協同組合との協同組合間連携を後押しするような施策の必要性を問われた。政府は、団体間の連携について、直売所の集客力の向上、漁場環境の改善、地域住民との交流の活発化などの様々な効果があると考えられるため、浜の活力再生プラン（後述）の策定や海業振興のビジョンづくりの機会において、連携に向けた取組を促進すると説明している³⁶。

（５）事業のフォローアップ

政府は、漁港漁場長期整備計画において、海業振興による成果目標として、漁港における新たな海業等の取組をおおむね500件展開することを掲げている。目標達成に向けた今後の取組について、政府は、モデル地区を選定し国と地域が一緒となった先行事例づくり、関係省庁と連携した海業振興に有効と考えられる海業支援パッケージの作成、相談窓口の設置と併せた関係省庁との連絡体制づくり等の取組を進めていると説明した³⁷。また、今後、ユーチューブやフェイスブックなどのSNSを通じた情報発信にも取り組むと説明した³⁸。

³² 港湾法（昭和25年法律第218号）には、港湾協力団体という制度がある。

³³ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第10号17頁（令5.5.18）

³⁴ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第10号17頁（令5.5.18）

³⁵ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第10号7頁（令5.5.18）

³⁶ 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第8号11頁（令5.5.10）

³⁷ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第10号1～2頁（令5.5.18）

³⁸ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第10号17頁（令5.5.18）

また、定期的な効果の検証の必要があるとの考えから、その取組を問われ、政府は、成果目標の達成に向けて、地域経済循環分析を活用した海業の効果把握などを行うと説明した³⁹。

（6）他施策との関係

これまでも行われてきた地域活性化の取組である浜の活力再生プラン(以下「浜プラン」という。)と改正案との関係が問われた。浜プランとは、地域の漁業所得が5年間で1割以上アップすることを目標とし、それを実現するための収入向上の取組(高鮮度出荷・加工品開発、直販・輸出等)やコスト削減の取組(省エネ機器の導入・協業化・船底清掃の取組実施等)などを、地域水産業再生委員会が中心となって策定するもので、水産庁長官の承認を受けて、関連する施策(補助事業等)の優先採択等が受けられる。浜プランの取組は、平成26年度から順次開始されており、令和4年度末で554地区が承認されている⁴⁰。

政府は、浜プランは、漁業所得の向上と地域の活性化を目指した漁村におけるマスタープランであり、改正案による漁港を利用した海業の取組も、考え方としては各地域の浜プランに組み入れていくべきものであり、組み入れることで、漁村における漁業収入向上や漁業コスト削減による漁業所得向上の取組と海業による取組が一体となって効果を上げることが期待されると説明した⁴¹。

なお、水産基本計画では、これまで漁業所得の向上を目標としてきた浜プランにおいて、海業や渚泊⁴²等の漁業外所得確保の取組の促進等によって、地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化についても推進していけるよう見直しを図るとされている。農林水産省は、全国的な取組内容の底上げ等を目的として、他の地域の範となる優良な取組を表彰しており、令和4年度の表彰では、日曜朝市での漁業者直売といった海業を取り入れながら地元水産物、養殖生産物の販路拡大を図る取組事例を表彰している^{43、44}。

国土交通省港湾局が港湾を中心とした地域のにぎわいの拠点を登録する「みなとオアシス」と改正案による取組との相乗効果について問われた。「みなとオアシス」は、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進することを目的とし、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が申請に基づき登録するものである。平成15年度に制度が創設され、令和5年10月11日時点で160箇所が登録されている⁴⁵。

政府は、にぎわいの拠点であるみなとオアシスを展開する港湾の取組と漁港における海業が連携することで、提供する水産物や漁業体験活動等のメニューの充実、情報発信の連携により、更なる交流人口の拡大や水産物の消費増進の相乗効果が期待されると説明した。

³⁹ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第8号3頁(令5.5.10)

⁴⁰ 水産庁ホームページ「浜の活力を取り戻そう」<<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html>>

⁴¹ 第211回国会参議院農林水産委員会議録第10号4頁(令5.5.18)

⁴² 漁村地域における滞在型旅行で伝統的な生活体験や地域の人々との交流を行うもの。

⁴³ 水産庁プレスリリース『「令和4年度浜の活力再生プラン優良事例表彰」受賞者が決定』<<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/bousai/230310.html>>

⁴⁴ 『日刊水産経済新聞』(令5.9.13)

⁴⁵ 国土交通省『「みなとオアシス」の概要』<<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001518393.pdf>>

また、改正案においては、漁港管理者が関係地方公共団体の意見を聴き、活用推進計画を定めることとしており、港湾管理者との連携が図られやすくなることも期待されていると説明した⁴⁶。

漁村地域ごとにまとまる経営単位として、あるいは、都市から個人の時間的な余裕に合わせて関わりたいといった考えを持つ人たちの受皿となる経営体として、令和4年10月に施行された労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づき設立される労働者協同組合を海業において活用することについて、見解を問われた。政府は、労働者協同組合は比較的新しい制度であり、地域の担い手として育っていくことが期待されているとし、海業を進めていく上でも、労働者協同組合が担い手の一つとなり得るとの考えを説明した⁴⁷。

6. 政府の海業振興に向けた取組⁴⁸

（1）海業振興モデル地区

水産庁は、海業振興の先行事例を創出し広く普及を図っていくため、海業振興のモデル形成に取り組む意欲のある地区を募集し、海業の事業化の検討支援（調査支援、関係者協議支援、計画策定支援等）を行う取組を実施している。令和5年3月、応募があった地区の中から12件の海業振興モデル地区を選定し、公表した。選定されたモデル地区の中には、港湾を対象に含めて提案されたものも含まれている⁴⁹。

選定された愛媛県愛南町の取組が報道で取り上げられている。同町は、令和4年4月に海業推進室を設置し、その後、漁業・水産業を始めとする海に関わる多数の利害関係者が集まり、海や漁村を舞台とした未来の愛南町を描く場としての海業推進会議を開催し、アイデアや提案、意見等を出し合いながら、令和5年度にグランドデザイン（仮称）を策定するとしている⁵⁰。

（2）海業支援パッケージ

水産庁は、海業の取組をより一層推進するため、関係15府省庁の協力の下、これから海業に取り組む民間企業や個人、海業を推進する地方公共団体等の参考となるよう、海業に関連する施策を「海業支援パッケージ」として取りまとめ、公表している。

また、その関連として、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む人に向けた総合相談窓口として「海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）」を開設している。窓口は、海業振興に取り組む者であれば、誰でも利用でき、相談内容に応じて関係省庁にも確認しながら対応するとしている。

⁴⁶ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第8号16頁（令5.5.10）

⁴⁷ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第8号10頁（令5.5.10）

⁴⁸ (1)～(4)の政府取組について、水産庁ホームページ「海業（うみぎょう）の推進」〈<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/230718.html>〉を参照。

⁴⁹ 長崎県対馬市の取組には港湾の比田勝港も対象に含まれており、漁港と港湾連携のモデルとして選定した（『水産タイムス』（令5.3.13））。

⁵⁰ 『日刊水産経済新聞』（令5.6.30）及び愛南町ホームページ「海業（うみぎょう：UMIGYO）についてお知らせします」〈<https://www.town.ainan.ehime.jp/kurashi/business/suisangyoko/suisanshinko/umigyo.html#umigyo>〉

(3) 海業の取組事例集

水産庁は、これまで漁港にて行われている各地の取組のうち一定の効果が発揮されているものや、更に効果の発現が期待されるもの、先進的取組等について、「海業の取組事例集」として取りまとめ、令和5年8月に公表している。事例集では、北海道から沖縄までの24漁港について、それぞれで海業として実施されている事業を①渚泊・体験・観光、②釣り、マリンレジャー、③飲食、販売、④漁港活用の増養殖、⑤市場・加工の5つに分類（複合的な取組有り）し、各地の取組として紹介している。

(4) 漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案)

水産庁は、漁港における釣り利用について、利用ルール、マナー確保対策、釣り人の安全確保対策、漁港の釣り利用による所得・雇用の創出方策等についての考え方を示した「漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案)」を令和5年6月に公表した。これまで港湾においては、国土交通省による「防波堤等の多目的利用に関するガイドライン」が策定されていた⁵¹。

「漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案)」では、漁港における釣りは、一部の釣り人により、漁船への釣り糸の巻き込みや進路妨害など、漁業活動への支障が発生しているほか、マナー違反によるトラブルが発生している一方で、漁村地域の交流人口増加や、釣りに訪れた方が漁村地域での食事やお土産を購入するなど地域水産物の消費拡大に寄与している面があり、地域の理解と協力の下、漁港と地域資源を最大限にいかした海業の取組として、漁業活動との調和を図りつつ推進することで、漁村地域の活性化が期待されるものとされている。

7. おわりに

改正案の成立・公布後、水産政策審議会漁港漁場整備分科会に対して、国が定める基本方針の策定等が諮問された。同分科会において漁港施設等活用事業制度等の詳細な設計が進められ、令和5年11月21日に答申されている。公表されている同分科会の資料⁵²で答申に至る経過を見ると、国会審議において問われた観点に対して、同分科会委員からも意見が表明されているものがあり、漁港管理者が策定する活用推進計画について、漁業関係者との十分な調整・合意を策定の前提とすることや、漁港利用者の安全対策を盛り込むことなど、基本方針等について意見が表明されていた。

改正案で創設された制度が、500件の取組の展開という目標の達成に向けて「海業」を推進し、水産業の発展と調和につながるものとなるか、今後の制度設計と定期的なフォローアップ状況が注視される。

(かるこみ ひでゆき)

⁵¹ 『日刊水産経済新聞』（令5.6.13）

⁵² 水産政策審議会漁港漁場整備分科会「議事録」「配付資料」〈<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/gyoko/index.html>〉